

伊勢原市農地賃借料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新規就農者の農地の賃借料に対して助成を行い、就農初期の負担軽減を図るため、予算の範囲内において伊勢原市農地賃借料補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則（昭和55年伊勢原市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市において農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であつて、かつ、就農時の年齢が50歳未満の者とする。

(補助事業)

第3条 補助金は、本市において補助対象者が設定期間を2年以上とする賃借権を設定し、農地を借用した場合の農地に係る賃借料（補助対象者の要件を満たした以後であつて、かつ、就農から5年を経過するまでの期間内に支払うものに限る。）を対象とする。ただし、家族経営の形態にあつて世帯員の農地を借用した場合及び物納により賃借料の支払いをする場合の農地に係る賃借料は、対象外とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額の算定方法は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、伊勢原市農地賃借料補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に申請農地に賃借料を設定していることを証明する書類を添えて、当該年度の1月末までに市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付申請は、年に1度、当該年度分に係る賃借料について行うものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前項の規定により申請書を受領したときは、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付するものと認めるときは、伊勢原市農地賃借料補助金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請書を提出した補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた補助対象者は、その請求にあつては伊勢原市農地賃借料補助金請求書（第3号様式）に次の書類を添えて市

長に提出しなければならない。

(1) 伊勢原市農地賃借料補助金交付決定通知書の写し

(2) 申請農地の賃借料の支払いを証明する書類

(補助金の返還)

第8条 補助金の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、既に交付された補助金の一部又は全部を返還しなければならない。

(1) 賃借権の設定期間満了前に中途解約があった場合

(2) 不正な手段により補助金の交付を受けた場合

2 市長は、前項の規定による補助金の返還にあつては、伊勢原市農地賃借料補助金返還命令書（第4号様式）により補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項に規定する通知を受けた者は、速やかに返還すべき補助金を市長が別に定める指定口座へ振り込むものとする。

附 則（令和3年1月15日告示第7号）

この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年7月21日告示第198号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表（第4条関係）

| 手順 | 補助金の算定方法 |
|----|---|
| ① | 対象となる賃貸料の1アール当たりの金額を算出する（1アール当たりの上限を500円とする）。 |
| ② | 上記①で算出した金額に対象面積を乗じる（1経営体当たりの上限を合計30アールとする）。 |
| ③ | 上記②で算出した金額と、対象となる賃貸料に2分の1を乗じて得た金額とで比較し、低額のを補助金額とする。 |

備考

- 1 ①及び②においては1円未満切捨て
- 2 ③における補助金額は100円未満切捨て
- 3 借用している農地が複数ある場合は農地ごとに補助金額を算定する。

第1号様式（第5条関係）

年度伊勢原市農地賃借料補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

申請者名称及び
代表者氏名

年度において、伊勢原市農地賃借料補助金の交付を申請します。

1 交付申請額 円

2 申請対象農地（就農 年目）

| ほ場所在地 | 地目 | 面積 (㎡) | 1アール当たりの賃借料 (円) | 年間賃借料 (円) | 備考 |
|-------|----|--------|-----------------|-----------|----|
| | | | | | |

3 添付資料 賃借料を設定していることを証明する書類（農用地利用集積計画書兼申出書の写しなど）

第2号様式（第6条関係）

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

年度伊勢原市農地賃借料補助金交付決定通知書

様

伊勢原市長

印

年 月 日付けで申請のありました伊勢原市農地賃借料補助金については、伊勢原市補助金等の交付規則第6条の規定に基づいて、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 補助金交付条件 農地を適切に管理し、営農すること。

（事務担当は、 ）

第3号様式（第7条関係）

年度伊勢原市農地賃借料補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

住所又は
所在地

請求者名称及び
代表者氏名

⑩

交付決定のありました伊勢原市農地賃借料補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

1 交付請求額 円

2 添付書類

- (1) 伊勢原市農地賃借料補助金交付決定通知書の写し
- (2) 申請農地の賃借料の支払いを証明する書類

年度伊勢原市農地賃借料補助金返還命令書

様

伊勢原市長



既に交付をしました伊勢原市農地賃借料補助金について、伊勢原市補助金等の交付規則第18条第1項の規定により、次のとおり返還を命じます。

- 1 返還対象 年度伊勢原市農地賃借料補助金の全部（一部）
- 2 返還金額 円
- 3 返還方法 別添返納通知書による振込

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えをする場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、提起することができます（なお、処分を知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

（事務担当は、 ）